

王寺町農業委員候補者の 推薦及び募集要項

1 はじめに

令和8年7月19日をもって現在の農業委員が任期満了となります。

つきましては、令和8年7月より3年間を任期とした、新たな農業委員の任命に当たり、農業委員会委員候補予定者を次のとおり募集します。なお、本町の農業委員は、町長が、農業者が組織する団体等※1に推薦を求めるとともに、一般的な募集により候補予定者を求め、委員を任命します。

※1 農業協同組合、土地改良区、農業共済組合、水利組合、地区における自治会など

2 推薦及び募集の対象・資格

(1) 対象

王寺町農業委員会委員候補者

(2) 候補者（被推薦者及び応募者）の資格

① 推薦を受け又は応募できるのは、次のいずれにも該当する者です。

- ◆ 農業に関する識見を有す者
- ◆ 農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

② 次のいずれかに該当する者は、王寺町農業委員会委員候補者となることはできません。

- ◆ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ◆ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ◆ 法令等により兼職が禁止されている職に就いている者
- ◆ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

3 推薦及び応募の方法・期間・情報公開

農業委員会委員候補者の募集は、農業者が組織する団体等による推薦又は、本人による応募により行います。

(1) 募集方法

① 提出書類

- ◆ 下記の中から、該当の推薦書又は応募申込書に所要事項を記入のうえ提出してください。（ホームページから印刷する場合は、A4用紙（片面印刷）をご利用ください。）

(ア) 農業者が組織する団体等による推薦	(様式第1号) 王寺町農業委員会委員推薦書
----------------------	--------------------------

(イ) 本人による応募	(様式第2号) 王寺町農業委員会委員応募申込書
-------------	----------------------------

- ② 提出方法 持参又は郵送（メール及びFAXによる提出は受け付けません。）
 ③ 提出先 王寺町農業委員会事務局（やわらぎ会館2階 未来都市創造部 建設課内）
 （⇒「7 問合せ先」を参照）

(2) 募集期間

令和8年3月9日（月）から4月6日（月）まで
 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝を除く）
 ※郵送の場合は、当日消印有効

(3) 情報公開

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第2項の規定により、王寺町ホームページ等を利用し、募集期間中及び募集期間終了後に必要な事項を公開します。
 （⇒「6 その他の留意事項（4）」を参照）

4 選考方法・選考結果通知

王寺町農業委員候補者評価委員会にて、候補予定者（被推薦者及び応募者）の評価を行い、町長が候補者を決定します。なお、必要に応じて面接や電話でのヒアリングを実施する場合があります。

選考結果は、合否に関わらず、推薦者（代表者）及び応募者全員に郵送通知します。

※委員候補者は、王寺町議会の同意を得たのち、町長により農業委員に任命されます。

5 農業委員会委員の定数・任期・職務・身分及び報酬額

(1) 委員定数

11人

(2) 任期

農業委員 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

(3) 職務

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいた、農業委員会の権限に属する事項についての審議、農地利用状況調査（農地パトロール）のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項について等が主な職務となります。

会議は、毎月1回程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

さらに、町内担当地区における農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等が主な職務となります。

(4) 身分及び報酬額

地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤特別職となります。

王寺町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、報酬を支給します。

- ◆ 委員報酬 17,800円/月（会長は22,300円/月）

6 その他の留意事項

- (1) 推薦者は本要項の趣旨及び留意事項について、被推薦者にしっかりと説明を行ってください。
- (2) 合否について、電話等での問い合わせにはお答えいたしません。
- (3) 応募等に係る交通費などの経費は全て自己負担とします。
- (4) 提出された推薦書及び募集申込書は返却しません。
- (5) 農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第6条の規定により、推薦書及び応募申込書に記載された被推薦者・推薦者・応募者に関する事項は、住所、生年月日及び連絡先電話番号を除き、すべて公表の対象となります。
- (6) 推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。
- (7) 本要項は、「王寺町農業委員会の委員の選任に関する規則」に基づいています。

7 問合せ先

〒636-8511 王寺町王寺2-1-23

王寺町農業委員会事務局（王寺町やわらぎ会館2階 未来都市創造部 建設課内）

電話 0745（73）2001